

○村上市総合計画審議会条例

平成27年3月20日

条例第5号

(設置)

第1条 村上市の総合的かつ計画的な運営の基本となる計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、村上市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の案及びその他総合計画に関し必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、その所管事項に関し専門的な審議をするため、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(村上市附属機関設置条例の一部改正)

2 村上市附属機関設置条例(平成20年村上市条例第19号)の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略